

白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和4年2月改定

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	改定にあたって	1
第2節	白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の位置付け	3
第3節	本計画の対象	4
第4節	本計画の見直し	4
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	5
第1節	対策の基本的な方針	5
第2節	地域全体での取組	6
第3節	実施上の留意点	7
第3章	国及び県、地域における発生段階と緊急事態措置等	8
第1節	発生段階	8
第2節	緊急事態措置及び重点措置への対応	11
第4章	新型インフルエンザ等発生時の被害想定	13
第1節	患者数等の想定	13
第2節	社会・経済的影響	14
第5章	対策推進のための主な役割	15
第6章	対策を実施するための体制整備	17
第1節	白岡市新型インフルエンザ等対策本部について	17
第2節	対策の大綱	24
第7章	発生段階別の対策	30
第1節	未発生期（国内・海外未発生）	30
第2節	海外発生期	31
第3節	国内発生期	33
第4節	県内発生早期	36
第5節	県内感染拡大期	40
第6節	小康期	44
資料編		46
1.	新型インフルエンザ等の概要	46
2.	新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い	47
3.	新型インフルエンザ等の感染経路	48
4.	新型インフルエンザ等予防の基本	49
5.	新型インフルエンザワクチン	51
6.	予防接種	52
7.	新型コロナウイルス感染症におけるこれまでの市の支援策	54
8.	関係法令	56
9.	策定経過	78

第1章 はじめに

第1節 改定にあたって

毎年流行を繰り返すインフルエンザウイルスは、これまで10年から40年の周期で、型が大きく変わっています。新しい型のインフルエンザウイルスは、出現すると多くの人が免疫を持っていないために、世界的な大流行(パンデミック)を起こし、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響を生じさせる可能性があります。

新型インフルエンザ等の対策強化を図るため、平成25年に新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)が施行されました。これを受けて、国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)を、県では「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)を策定しました。市においても、国の指針に基づき、平成26年に「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

新型のウイルスや未知の感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。現在、新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行(パンデミック)となっており、事態の収束は依然として不透明となっています。

また、新型コロナウイルス感染症対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、ワクチン接種をはじめとして、まん延の防止のための様々な取組が行われています。感染症対策を強化するため、令和3年2月には特措法が改正されました。その中では「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「重点措置」という。)が創設され、営業時間の変更の要請のほか、事業者に対する支援も規定されました。

市では、新型コロナウイルス感染症対策にあたって、「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき様々な取組を行ってきました。一方で、予測していなかった事態への対応も迫られるなど、対策には混乱がみられることもありました。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策の国や県の動向及びこれまでの経験と教訓を十分に踏まえ、より実行性の高い計画となるよう、「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定します。

■ 新型インフルエンザ等に対する施策等の近年の動向

年	月	内 容	備 考
平成17年	11月	国 「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。	「WHO世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて策定
		県 「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定する。	
平成20年	5月	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」及び「検疫法」を改正する。	
平成21年	2月	国 行動計画を抜本的に見直す。	
	4月	新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生。 5月に国内で初の感染者が確認され、1年余で約2千万人がり患する。（※1）。	WHOは、同年6月「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言
平成23年	2月	県 新型インフルエンザ対策行動計画を見直す（※2）。	
	9月	国 新型インフルエンザ対策行動計画を見直す。	
平成25年	4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行される。	
	6月	国 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定する。	平成29年一部変更
平成26年	1月	県 「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。	
	11月	市 「白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。	
令和2年	1月	WHOが新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を確認。国内でも感染者が確認される。 令和3年10月までに、全国で約171万人、埼玉県内で約11万5千人の感染（検査陽性者）が確認されている。	WHOは、同年3月に「世界的な大流行（パンデミック）」を宣言
	2月	新型コロナウイルス感染症が指定感染症となる。	
	3月	特措法を改正。新型コロナウイルス感染症を追加（暫定措置）する。	
	4月	新型コロナウイルス感染症による初の緊急事態宣言の発出。	
令和3年	2月	特措法を改正。「まん延防止等重点措置」を創設。 感染症法を改正。新型インフルエンザ等感染症に新型コロナウイルス感染症を追加。	

（※1）病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫した状況が見られました。なお、り患とは病気にかかるという意味です。

（※2）新型インフルエンザ（A/H1N1）の特徴は季節性インフルエンザと類似する点が多く、国ではその対応に当たり、行動計画等をそのまま適用するのではなく、地域の実情に応じた柔軟な対応を行っていくこととし、数次にわたり基本的対処方針やその運用指針等が示されました。

第2節 白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の位置付け

本計画は、特措法第8条に基づく、「市町村行動計画」です。

特措法では、病原性が高い新型インフルエンザだけでなく、感染力の強さから新型インフルエンザと同様の危険性があり、社会的影響が大きい感染症が発生した場合も対象としており、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としています。

また、特措法は、国・地方公共団体・指定（地方）公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）、重点措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとなっています。

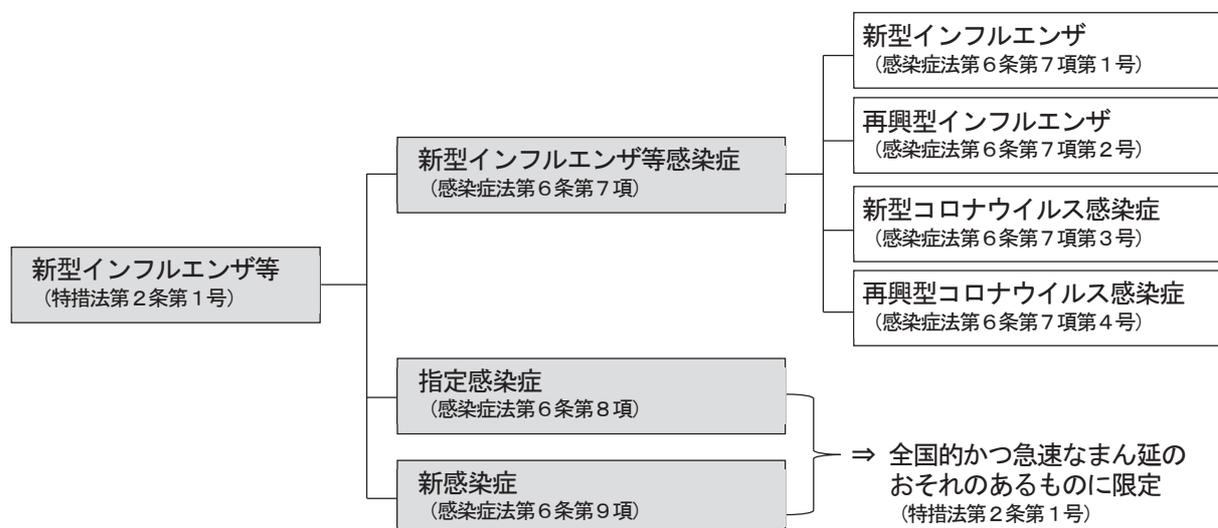
本計画の改定にあたっては、特措法第6条に基づく政府行動計画及び特措法第7条に基づく県行動計画等との整合性を図ります。

国	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	特措法 第6条
県	埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画	特措法 第7条
市	白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画	特措法 第8条

第3節 本計画の対象

本計画において対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、特措法第2条第1号に基づき、以下のとおりとします。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- (2) 感染症法第6条第8項に規定する指定感染症で、病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるもの
- (3) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの



○鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象となっていません。

第4節 本計画の見直し

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見の取り入れや、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じ、政府行動計画や県行動計画が見直された場合などは、必要に応じ適時適切に本計画の変更を行います。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 対策の基本的な方針

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県内、本市への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねません。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものですが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があります。

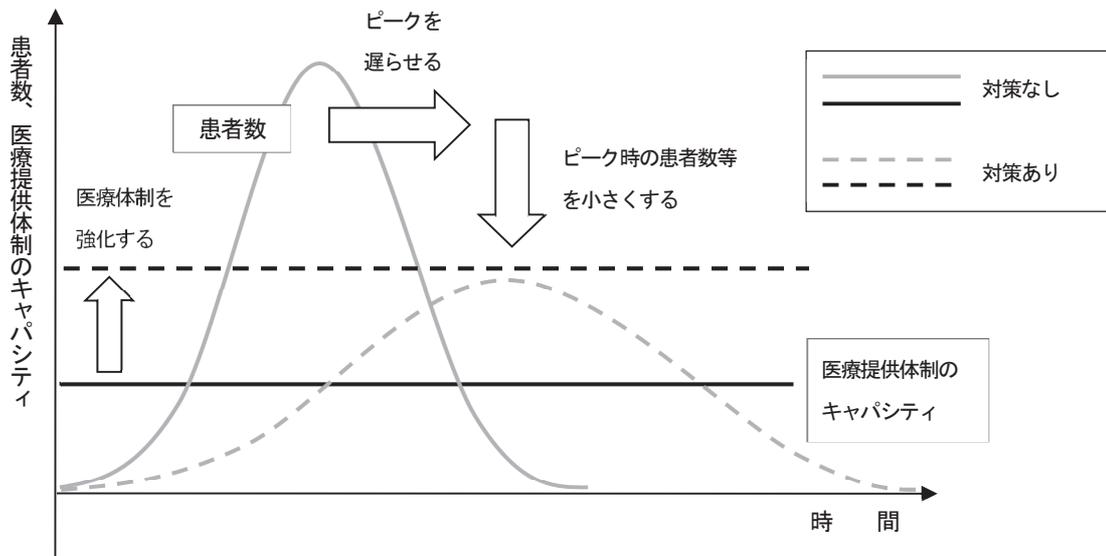
（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。
- ② 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

（2）市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- ① 感染対策を行うことで、欠勤者（り患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らします。
- ② 事業継続計画を作成し、実施することで、医療の提供の業務や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

<対策の効果（概念図）>



第2節 地域全体での取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を総合的に行うことが必要となります。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むことなどについても積極的に検討することが重要です。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要です。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のキャパシティ超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定地方公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要です。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要です。

第3節 実施上の留意点

市が新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した際に、特措法第3条第4項に基づき対策を実施する場合には、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、法令に基づき行い、その制限は必要最小限のものとなります。

(2) 危機管理としての特措法の性格に留意

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されています。どのような場合でも、これらの措置を講じるというものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

白岡市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）、埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することとします。

市対策本部長は県対策本部長に対して、必要がある場合には新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請を行います。

(4) 記録の作成・保存・公表

市は、新型インフルエンザ等の発生に関して、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

第3章 国及び県、地域における発生段階と緊急事態措置等

第1節 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なります。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各発生段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があります。県行動計画では、国の分類に基づき、県における発生段階を定めています。その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部が判断するものとしています。

本計画における発生段階設定については、

- 本市が県東部の中央部に位置すること
- 公共交通体系がさいたま市等と直結しており、新型インフルエンザ等の発生については県と段階を同じくするものと考えられること
- 県行動計画との整合性に配慮すること

などから県行動計画と同様に以下のように定めます。

■ 本計画における段階設定

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限りません。さらに、緊急事態措置や重点措置が実施された場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要があります。

<参考 県行動計画における設定>

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 【政府行動計画】 ・地域未発生期（県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【政府行動計画】 ・地域発生早期（県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内感染拡大期	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 【政府行動計画】 ・地域感染期（県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態）
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

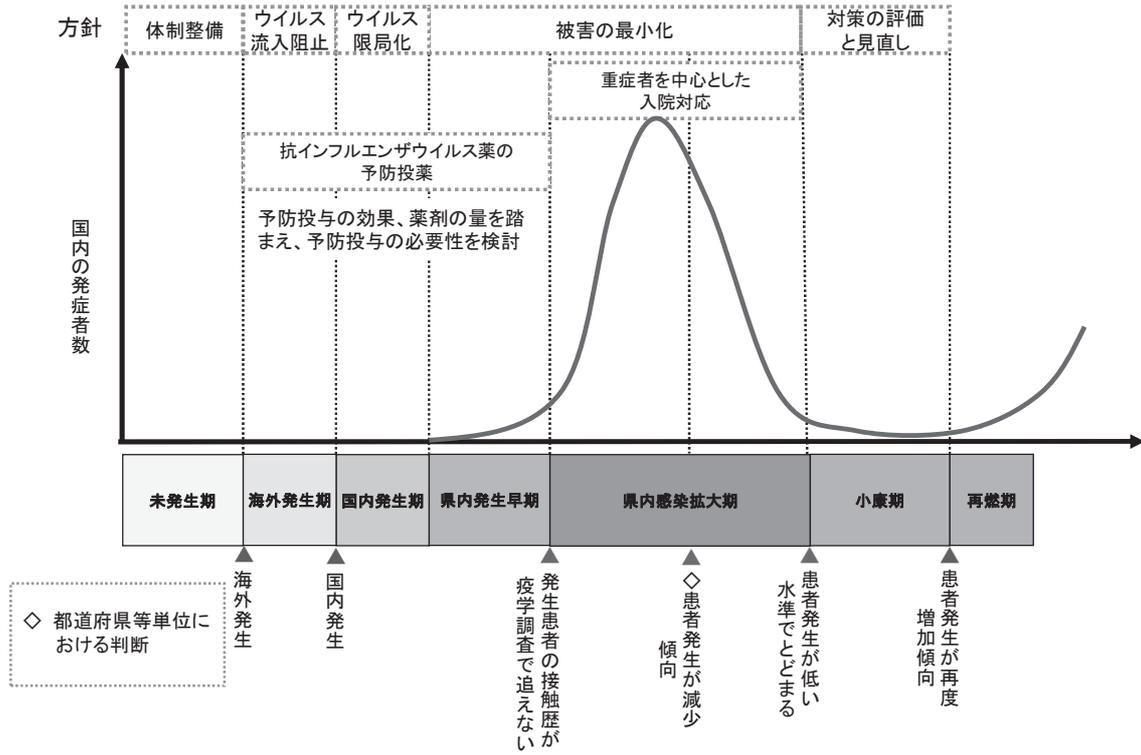
（備考1）これらの発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限りません。

（備考2）県内発生早期及び県内感染拡大期に係る対策については、県内の状況にかかわらず、隣接都県等での流行状況等を踏まえて実施することがあります。

<参考 政府行動計画、県行動計画、本計画の段階対比>

政府行動計画		県行動計画	本計画
未発生期		未発生期	未発生期
海外発生期		海外発生期	海外発生期
国内発生早期	地域未発生期	国内発生期	国内発生期
	地域発生早期	県内発生早期	県内発生早期
国内感染期		県内感染拡大期	県内感染拡大期
小康期		小康期	小康期

発生段階と方針



第2節 緊急事態措置及び重点措置への対応

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態措置又は重点措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態措置又は重点措置を実施します。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生するがい然性が見込まれる場合において、原則、緊急事態措置は都道府県、重点措置は市町村等の区域を基に指定されることとなります。

県や市及び指定（地方）公共機関等は、緊急事態措置、重点措置が実施されたときは、国の基本的対処方針及び県行動計画に基づき、措置を講じます。

※以上のように「緊急事態措置」及び「重点措置」は、新型インフルエンザ等が一定の発生段階に達した場合に必ず行うわけではありません。政府行動計画に定めた発生段階にかかわらず、新規陽性者数や病床使用率の状況などにより、その都度、総合的に判断して行われます。

【市の主な措置】

- 市対策本部を設置します。
- 市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請します。
- 市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。なお、小康期においても、国及び県と連携し、感染の再拡大に備え、前記の臨時の予防接種を進めます。
- 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、県等と連携して必要な対策を講じます。
- 市は県とともに、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- 市は、県や国の要請を受け、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。（県内発生早期・県内感染拡大期）
- 市は、県や国の要請を受け、埼玉斎場組合等に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請します。
- 市は、県や国の要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう努めます。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、市は、国が定める埋葬又は火葬の許可等の手続に基づいて対応します。
- 市は、県や指定地方公共機関等とともに、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置及び重点措置における対策を縮小・中止します。

第4章 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

第1節 患者数等の想定

新型インフルエンザ等の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルス等の感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものです。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しいものです。

平成25年策定（平成29年一部変更）の政府行動計画では、その時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定を行っています。国のこの被害想定を基に、県における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、平成26年に策定された県行動計画ではこれを参考としています。

■ 県行動計画における被害想定

	全国		県	
医療機関を受診する患者数	約1,300万人 ～約2,500万人		約75万人～約140万人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約53万人	約200万人	約3万人	約11万人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約17万人	約64万人	約9,500人	約36,000人

（備考1）入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53%（中等度）、スペインインフルエンザでの致命率を2.0%（重度）として、政府行動計画の被害想定を参考に想定しました。

（備考2）この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていません。

（備考3）この推計は、今後も適宜見直すことがあります。

県の推計に基づき、市の患者数等を推計すると以下のように想定できます。

■ 市の患者数等の推計

	県		市	
医療機関を受診する患者数	約75万人～約140万人		約5,000人～10,000人	
入院患者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約3万人	約11万人	約200人	約760人
死亡者数の上限	中等度	重度	中等度	重度
	約9,500人	約36,000人	約65人	約250人

第2節 社会・経済的影響

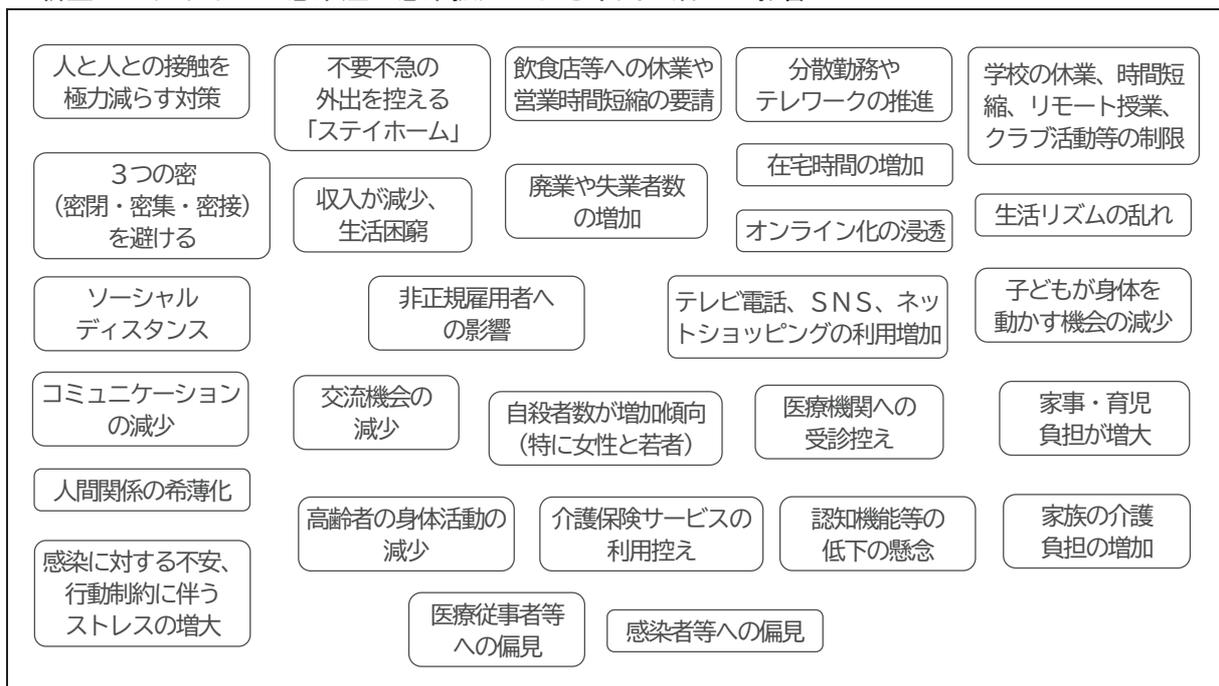
新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があります。県行動計画においては、以下のような影響が一つの例として想定されています。

■ 県行動計画における影響想定

- ア 国民の25%が流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の期間欠勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。
- イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認されて以降、急速に拡大しました。感染拡大防止のための対策や市民意識の変化などにより、市民の生活には以下のような様々な影響がありました。

■ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活への影響



第5章 対策推進のための主な役割

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示します。

(1) 国

地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努めます。

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進します。

【新型インフルエンザ等発生時】

- 政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進します。
- 医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施します。

(2) 県

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担います。

県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えます。

新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

【新型インフルエンザ等発生時】

- 県対策本部等を設置します。
- 政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携します。
- 市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供します。
- 地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進します。

(3) 市

市民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や市民の生活を支援します。

【新型インフルエンザ等発生時】

- 国や県の動向を勘案して、市対策本部を設置します。
- 国が示す基本的対処方針に基づき、必要な対策を実施します。
- 県や近隣の市町と連携し、地域の実情に応じた対策を講じます。

(4) 医療機関
<p>新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策を進め、必要となる医療資器材の確保を行います。診療継続計画を策定するとともに、地域における医療連携体制を整備します。</p> <p>【新型インフルエンザ等患者発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携します。 ○発生状況に応じて医療を提供します。
(5) 指定（地方）公共機関
<p>指定（地方）公共機関とは、医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者です。特措法に基づき業務計画を作成します。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等対策を実施します。 ○国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施します。
(6) 登録事業者
<p>登録事業者とは、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者です。職場における感染対策を実施し、重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施します。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の指示により臨時に予防接種を実施します。 ○事業活動を継続します。
(7) 一般の事業者
<p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部の事業を縮小します。 ○多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底します。
(8) 市民
<p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手します。 ○外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施します。

第6章 対策を実施するための体制整備

第1節 白岡市新型インフルエンザ等対策本部について

(1) 市対策本部の設置

市長は、県が緊急事態措置対象地域となった場合、特措法第34条に基づき直ちに、市対策本部を設置します。

なお、緊急事態措置が実施されていない場合であっても、市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると市長が認めるときは、国や県の動向を勘案し、市対策本部を設置して対策を講じることとします。

※特措法に基づく、緊急事態を実施すべき期間は「2年を超えない期間。ただし、1年の延長は可能」となっています(特措法 第32条)。

(2) 市対策本部の設置場所

市対策本部は、市役所庁議室に設置します。

(3) 市対策本部の運営

①本部会議の開催

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、市の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針、重要事項の協議及び連絡調整を行います。

■ 本部会議の協議、調整事項

- 新型インフルエンザ等対策の基本方針に関すること。
- 動員配備体制に関すること。
- 各部間の調整事項の指示に関すること。
- 県、関係機関との連絡調整に関すること。
- 新型インフルエンザ等対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 市独自の新型インフルエンザ等対策に関すること。
- その他、新型インフルエンザ等の拡大の防止に関すること。

②本部会議の事務分掌

職名	担当者名	事務分掌
本部長	市長	本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。(順位は副市長、教育長とする。)
本部員	総合政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、議会事務局長、学校教育部長、生涯学習部長、企画政策課長、秘書広報課長、総務課長、財政課長、健康増進課長、教育指導課長 その他関係課長	本部長の命を受け本部の事務に従事する。副市長、教育長に事故があるときは、その職務を総合政策部長が代理する。
本部事務局	安心安全課長	本部会議の事務局として従事する。

消防	市の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員
----	--------------------------

(4) 市対策本部組織

市の対策本部の構成は、次のようになります。

■ 対策本部の構成

部名	構成課名
総合政策部	企画政策課、秘書広報課、総務課、安心安全課、財政課、税務課、行財政改革推進室、会計課、議会総務課
市民生活部	地域振興課、商工観光課、農政課、市民課、環境課
健康福祉部	福祉課、子育て支援課、保育課、高齢介護課、保険年金課、健康増進課
学校教育部	教育総務課、教育指導課
生涯学習部	学び支援課、いきいき教育課
応援部	街づくり課、道路課、建築課、医療福祉拠点整備推進室、経営課、水道課、下水道課

(5) 各部の事務分掌

新型インフルエンザ等対策本部における各部の事務分掌は、次のようになります。

■ 各部の事務分掌

【総合政策部】

課名	事務分掌
企画政策課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②市独自の新型インフルエンザ等対策に関する事。
秘書広報課	①新型インフルエンザ等の情報収集、伝達及び報告に関する事。 ②新型インフルエンザ等の市民に対する広報の一元化に関する事。 ③報道機関への連絡及び対応に関する事。 ④本部役員の秘書に関する事。
総務課	①職員の感染に関する事。 ②職員の動員及び人員配置に関する事。 ③派遣職員及び被派遣職員等の人事並びに報酬に関する事。
安心安全課	①市対策本部の設置及び運営に関する事。 ②市対策本部会議の記録の作成、保存、公表に関する事。 ③国・県との連携に関する事。 ④災害時の避難所の感染症予防対策に関する事。
財政課	①緊急予算編成及び資金調達に関する事。 ②庁舎等の感染予防対策に関する事。 ③公用自動車の需要調整及び集中運用に関する事。
税務課	①部内の応援に関する事。
行財政改革推進室	①部内の応援に関する事。
会計課	①新型インフルエンザ等対策に必要な金銭の出納に関する事。
議会総務課	①議会への報告に関する事。 ②議員の感染に関する事。

【市民生活部】

課名	事務分掌
地域振興課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②市民相談窓口の開設に関する事。 ③要援護者(外国人)の支援に関する事。 ④人権擁護に関する事。 ⑤コミュニティセンターの利用に関する事。 ⑥コミュニティセンターにおける感染予防対策に関する事。
商工観光課	①事業者支援に関する事。 ②生活必需品等の調達及び配布に関する事。

課名	事務分掌
農政課	①食料の調達及び配布に関すること。 ②所管施設の利用に関すること。 ③所管施設における感染予防対策に関すること。
市民課	①遺体の埋・火葬許可等に関すること。
環境課	①遺体の安置等に関すること。 ②蓮田白岡衛生組合との連絡調整に関すること。

【健康福祉部】

課名	事務分掌
福祉課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関すること。 ②要援護者（災害時要援護者登録制度）の把握に関すること。 ③要援護者及び自宅療養者等の支援に関すること。 ④障がい者福祉施設の利用に関すること。 ⑤障がい者福祉施設等における感染予防対策に関すること。 ⑥障がい者福祉施設利用者の集団発生状況の把握等に関すること。
子育て支援課	①児童施設（児童館等）の利用に関すること。 ②児童施設（児童館等）における感染予防対策に関すること。 ③児童施設（児童館等）利用者の集団発生状況の把握等に関すること。
保育課	①児童施設（保育所等）の利用に関すること。 ②児童施設（保育所等）における感染予防対策に関すること。 ③児童施設（保育所等）利用者の集団発生状況の把握等に関すること。
高齢介護課	①要援護者（高齢者）の支援に関すること。 ②高齢者福祉施設の利用に関すること。 ③高齢者福祉施設等における感染予防対策に関すること。 ④高齢者福祉施設（介護老人福祉施設等）における集団発生状況の把握等に関すること。
保険年金課	①部内の応援に関すること。
健康増進課	①医療に関すること。 ②予防接種（特定接種・住民接種）に関すること。 ③保健所等関係機関との連絡調整に関すること。 ④感染予防対策に関すること。 ⑤自宅療養者の支援に関すること。

【学校教育部】

課名	事務分掌
教育総務課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②学校給食に関する事。 ③小・中学校施設の利用に関する事。
教育指導課	①小・中学校の休校等に関する事。 ②小・中学校における感染予防対策に関する事。 ③小・中学校における集団発生状況の把握等に関する事。

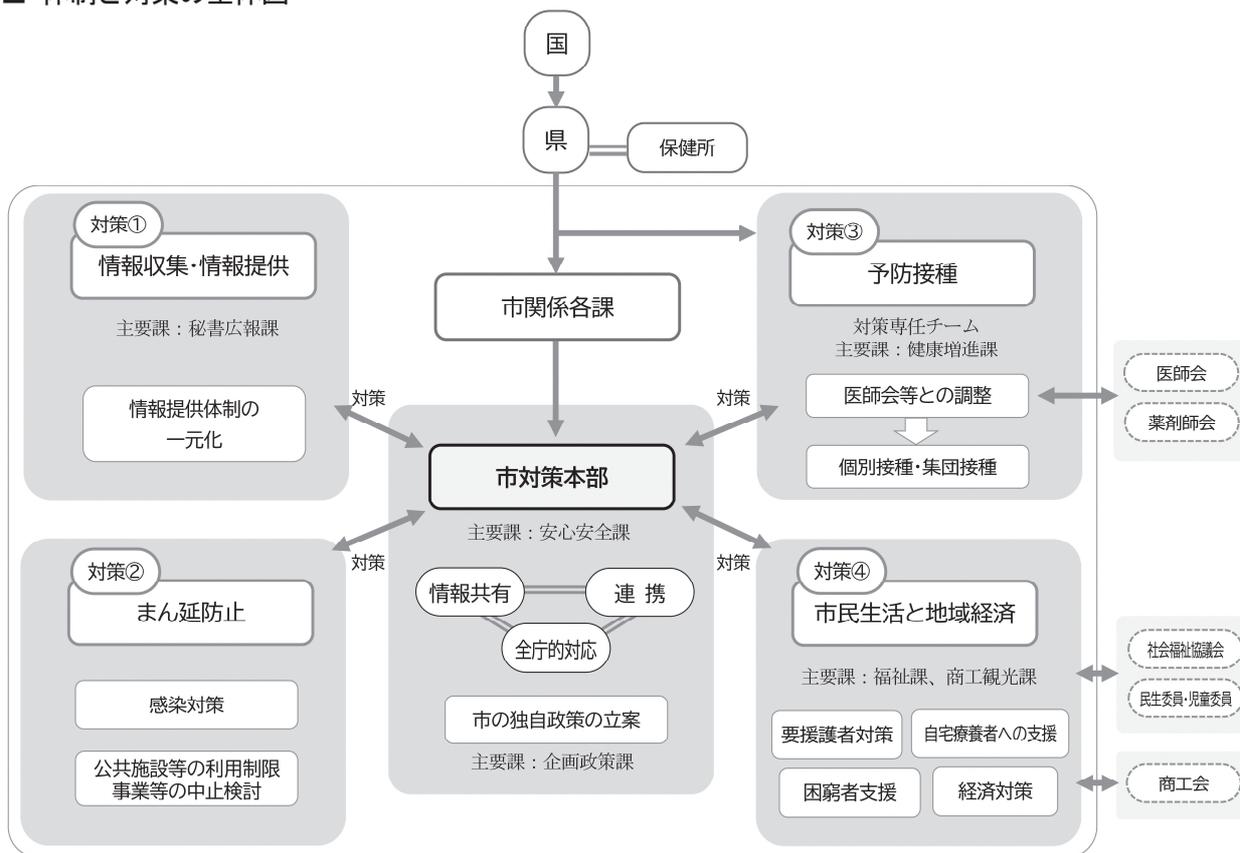
【生涯学習部】

課名	事務分掌
学び支援課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②社会教育施設の利用に関する事。 ③社会教育施設における感染予防対策に関する事。
いきいき教育課	①社会体育施設の利用に関する事。 ②社会体育施設における感染予防対策に関する事。

【応援部】

課名	事務分掌
街づくり課	①市対策本部、部内各課との連絡調整に関する事。 ②各部・課に対する応援に関する事。 ③所管施設の利用に関する事。 ④所管施設における感染予防対策に関する事。
道路課	①各部・課に対する応援に関する事。
建築課	①各部・課に対する応援に関する事。
医療福祉拠点整備推進室	①各部・課に対する応援に関する事。
経営課	①各部・課に対する応援に関する事。
水道課	①水の安定供給に関する事。 ②各部・課に対する応援に関する事。
下水道課	①各部・課に対する応援に関する事。

■ 体制と対策の全体図

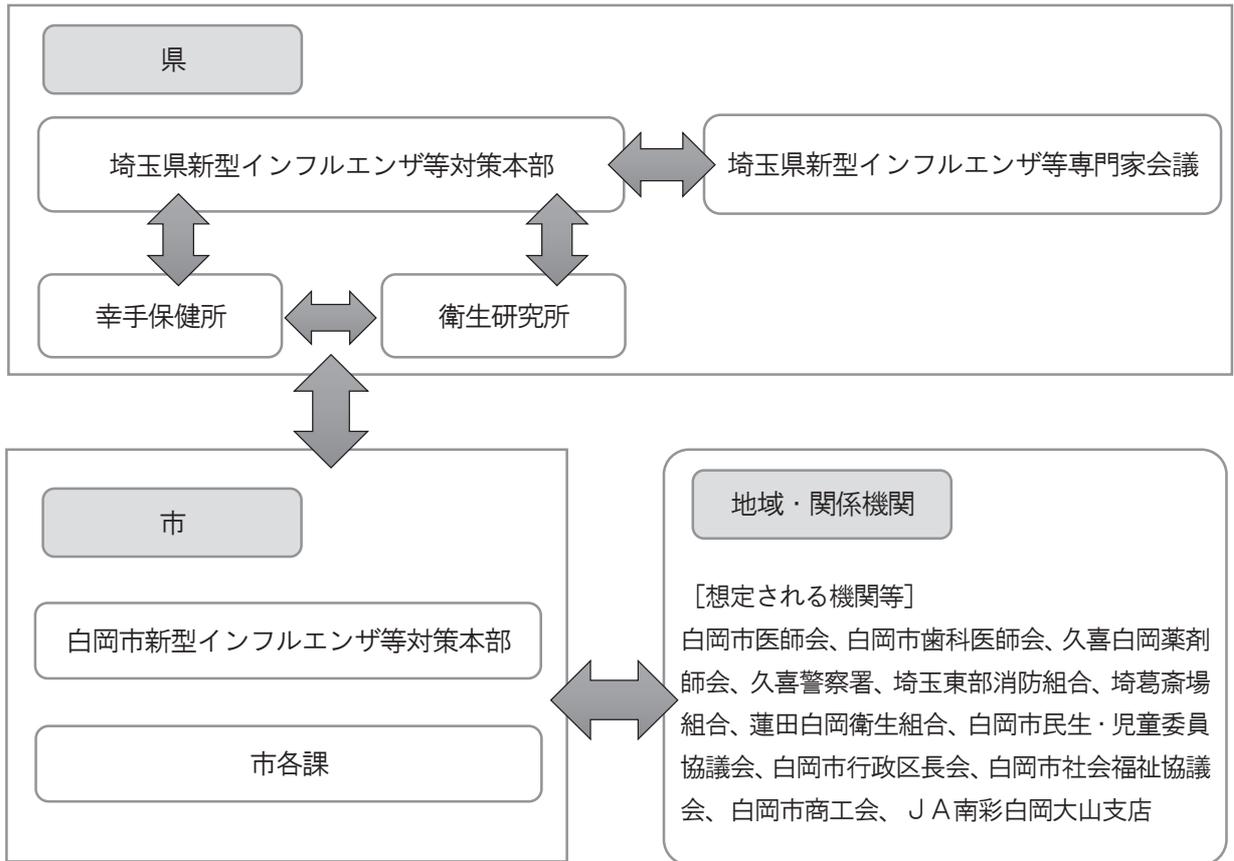


(6) 職員配備基準

新型インフルエンザ等の市内での発生状況等によって、職員の配備基準は異なりますが、市対策本部の設置当初の配備基準は、市地域防災計画における「非常体制第1配備」(市内で震度5強の地震が発生したとき等)とします。各課1/3以上の職員を配置するものとします。

(7) 県や関係機関と連携した対策体制

新型インフルエンザ等対策は、以下のように県、市、地域・関係機関が、必要に応じて連携しながら推進していくものとします。



第2節 対策の大綱

(1) 情報収集と適切な方法による情報提供

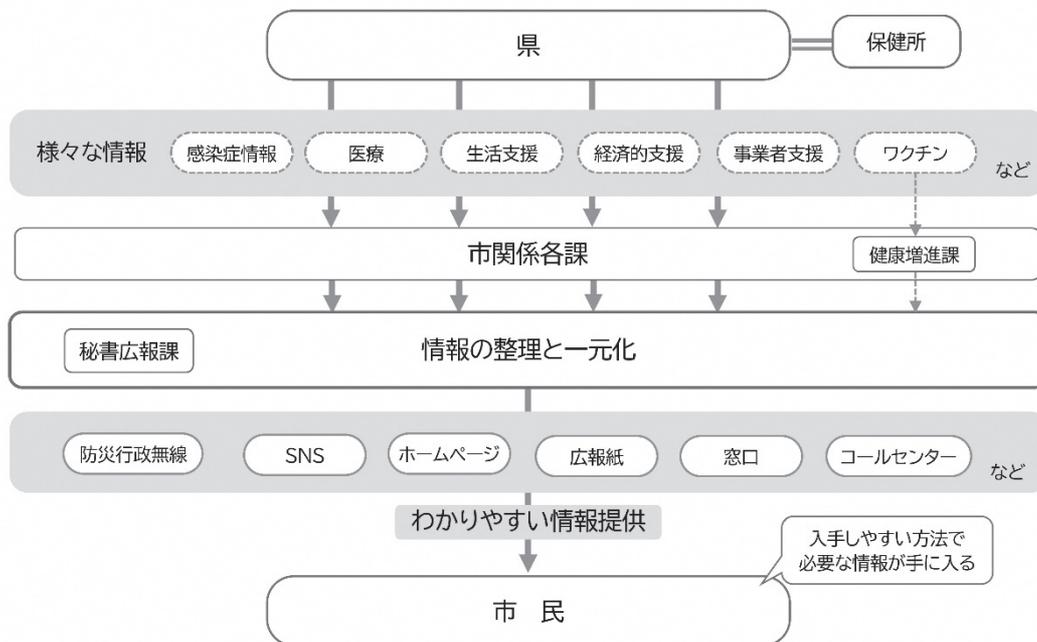
主要課：秘書広報課

市は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民をはじめ、医療機関、事業者等に情報提供することとします。

こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関する十分な理解を得ることが、市民に正しく行動してもらう上で必要です。

市は、情報収集を適切に行うとともに情報を集約して一元化し、広報紙やホームページ、電話や窓口対応など様々な手段を効果的に活用しながら、市民への情報提供を行います。

■市民への情報提供の一元化イメージ



■情報の公表について

- 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要があります。プライバシーを保護することは重要であることは当然ですが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行うこととします。
- 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表としますが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移手段等を発表します。

(2) まん延の防止に関する措置

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

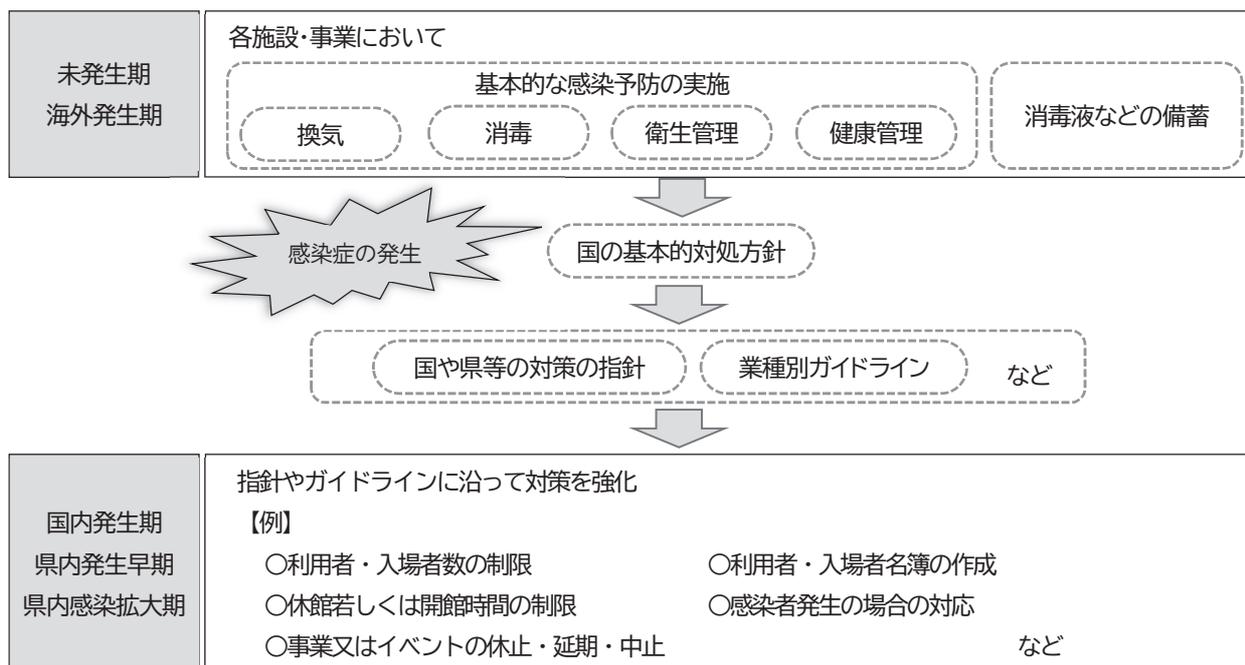
まん延防止は、個人対策・地域対策・職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせて行いますが、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行うこととします。

緊急事態措置又は重点措置が実施されている場合の、公共施設等の利用制限やイベント等の中止の判断基準の整備、また、制限がされている場合の市民への情報発信のあり方などについて基本的なルールづくりも必要です。

特に児童施設や小・中学校の児童、生徒等に対しては、学校や施設は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、健康福祉部と教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要となります。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材について、ローリングによる備蓄等を行います。

■公共施設、事業の感染対策



(3) 市民に対する予防接種の実施

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

市は、予防接種計画を作成し、国や県の要請を踏まえてワクチン専任チームを立ち上げ、速やかに接種体制の構築に努めることとします。

■ 市が実施する予防接種の種類

種類	対象	根拠法	実施主体
特定接種	市の職員	特措法第28条 (予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種)	市
住民接種	市民	【緊急事態措置等がある場合】 特措法第46条 (予防接種法第6条第1項の規定による臨時予防接種)	市
		【緊急事態措置等がない場合】 予防接種法第6条第3項の規定による臨時予防接種	市

<参考 特定接種の対象>

特定接種の対象となり得る者は、次のとおりである。

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という。)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

①特定接種

位置付け

特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市が実施主体として接種を実施するものです。

接種の準備

市は、特定接種の対象となり得る職員について把握し、厚生労働省宛てに人数を報告することとします。

国等への協力

市は、国が実施する登録事業者の特定接種業務について、必要に応じて協力します。

②住民接種

位置付け

住民接種は、全市民（在留外国人を含む。）を対象とします。

実施主体である市が接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とし、それ以外にも住民接種の対象者としては、市内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられます。

接種の準備

【体制整備】

住民接種については、市が実施主体として、個別接種及び集団的接種により実施することとなります。

市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するため、国及び県、医師会、関係事業者等の協力を得ながら、全市民が速やかに接種することができるよう、未発症期から体制の構築を図るものとします。

【事前対策】

市は、市のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行うとともに、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じて、あらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し市民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておきます。

【広域連携】

市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。

【関係機関との連携】

市は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

【医師会との連携】

実施主体となる市は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、地域医師会等と連携の上、接種体制を構築します。

- a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- b. 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）
- c. 接種に要する器具等の確保
- d. 接種に関する市民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

【場所、資器材等の確保】

市は、接種のための会場について、地域の医療体制の実情に応じて、保健センター、学校など公的な施設を活用することや、医療機関に委託することにより、接種会場を確保します。

市は、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。

広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。

【想定できる状況】

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

【留意点】

これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意します。

- a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要です。
- b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要です。
- c. 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応すべきかについて、分かりやすく伝えることが必要です。

(4) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

主要課：福祉課、商工観光課

市は、新型インフルエンザ等発生時に、特措法に基づき市民生活及び市民経済への影響が最小限となるよう事前に十分な準備を行います。

市は、最も市民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、市民生活や経済の安定に関する取組や情報提供を行います。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資等については、特措法第11条に基づき、防災用備蓄品を活用して対応します。

さらに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある者（高齢者世帯、障がい者世帯、自宅療養者等）への具体的な支援体制の整備を進めます。要援護者については、生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請への対応、また、県と連携し、市は、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく必要があります。

< 要援護者の例について >

国が作成した「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」では以下のように示されています。

- a. 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ、日常生活（特に食事）が非常に困難な者
- b. 障害者のうち、一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ、日常生活が非常に困難な者
- c. 障害者又は高齢者のうち、一人暮らしで支援がなければ市町村等からの情報を正しく理解することができず、感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
- d. その他、支援を希望する者（ただし、要援護者として認められる事情を有する者）

< 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者について >

新型コロナウイルスに感染して自宅で療養する市民に対し、感染状況に応じて県から必要な情報を得て、生活支援を行います。

- 【内容】
- パルスオキシメーターの貸与
 - 食料品や生活必需品等の支給

第7章 発生段階別の対策

第1節 未発生期（国内・海外未発生）

状 態	新型インフルエンザ等が発生していない状態
目 的	発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方	<p>○新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。</p> <p>○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。</p>

（1）実施体制

市の業務	担当課
行動計画等の作成 市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していきます。	○健康増進課
業務継続計画の策定 市の業務執行に支障が生じないように、市として継続しなければならない業務や、一時的に休止・延期する業務をあらかじめ明らかにすることを目的に、「新型インフルエンザ等対策業務継続計画」を策定します。	○健康増進課 ○全課
国・県等との連携 市は、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行うとともに、必要に応じて訓練を実施します。	○安心安全課 ○健康増進課
発生への備え	
市は、日頃から基本的な感染対策についての啓発を行います。	○健康増進課
体制整備、事前対策、広域連携等の予防接種の準備を進めます。	○健康増進課
市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設や設備の整備等を行います。 この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとします。	○安心安全課（市民用） ○健康増進課（医療用）
市職員が感染者及び濃厚接触者となった場合、またクラスターが発生した場合等の、報告ルート、健康観察、公表等に関する手順を定期的に確認します。	○総務課

第2節 海外発生期

状 態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
目 的	市内発生に備えて体制の準備を行います。
対策の考え方	<p>○新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、必要な体制の構築を図ります。</p> <p>○国が積極的に収集する、国際的な連携による海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する情報を把握します。</p> <p>○海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。</p> <p>○検疫等により国内発生を遅らせている間に、情報収集・情報提供体制、まん延の防止、予防接種、市民生活や経済安定のための対策など、市内発生に備えた体制整備を急ぎます。</p>

(1) 実施体制

市の業務	担当課
対策本部会議の設置準備 市は、国の基本的対処方針の発出及び県の対策本部会議設置に合わせ、市の対策本部会議の設置について準備を進めます。	○安心安全課

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
情報提供方法	
市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努めることとします。	○秘書広報課
ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を市民に提供します。	○秘書広報課
情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、受取手に応じた情報提供手段を講じます。	○地域振興課 ○福祉課
相談窓口の設置 市は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設けます。	○健康増進課

(3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
感染対策の実施	
市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	○健康増進課

(4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
特定接種の実施	
市は、国と連携し、市の地方公務員の対象者に対して、個別接種及び集団的接種により、本人の同意を得て特定接種を行います。	○健康増進課

(5) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
要援護者対策	
市は、国からの要請に基づいて要援護者支援のための準備を進めます。	○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課

第3節 国内発生期

状 態	県内では発生していないが、国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態
目 的	市内発生に備えて体制の整備を強化します。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○国内で発生した場合の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態措置又は重点措置を実施した場合には、積極的な感染対策等を実施します。 ○医療体制や感染対策について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。 ○市内での発生に備えて、情報収集・情報提供体制、まん延の防止、市民生活や経済安定のための対策など、体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

市の業務	担当課
対策本部会議の設置 市は、緊急事態措置又は重点措置が実施された場合は、対策本部を直ちに設置します。なお、緊急事態措置又は重点措置が実施されていない場合でも、必要に応じて対策本部会議を設置し、対策の確認を行うこととします。	○安心安全課

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
情報提供方法 市は、国及び県が発信する情報並びに地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について、市民へ提供することとします。	○秘書広報課
記者発表 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておくこととします。	○秘書広報課

(3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
感染対策の実施	
市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	○健康増進課
児童施設等において、感染対策を徹底します。	○子育て支援課 ○保育課
小・中学校においては、感染対策について児童・生徒への指導を徹底します。	○教育指導課
様々な媒体を活用し、市民への感染症に対する注意喚起を行います。	○秘書広報課 ○健康増進課
市内公共施設の利用やイベント等の開催にあたっては、業種別ガイドライン等に基づき、感染対策の徹底を図ります。	○各課

(4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
住民接種の実施 パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要しますが、市は、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始します。	○健康増進課
住民接種の広報・相談 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じます。 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、市としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要があります。	○健康増進課
住民接種の有効性・安全性に係る情報提供 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	○健康増進課
健康被害への対応 予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種健康被害調査委員会会議を開催し、医学的見地からの調査、審議を行ったうえで、被害者の救済を行います。	○健康増進課

市の業務	担当課
【緊急事態措置等が実施されている場合】	
住民接種の実施 市は、市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更*を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。	○健康増進課
コールセンター等の設置 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行います。	○健康増進課

（備考）基本的対処方針の変更を踏まえ とは⇒

特措法第46条第1項において、「政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。」となっています。

（5）市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
要援護者対策 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への食料品・生活必需品等の確保等を行います。	○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課 ○農政課 ○商工観光課
【緊急事態措置等が実施されている場合】	
水の安定供給 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	○水道課
生活関連物資等の価格の安定等 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び県と連携して必要な対策を講じます。 また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。	○商工観光課

第4節 県内発生早期

状 態	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
目 的	○市内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○患者に適切な医療を提供します。 ○感染拡大に備え、体制を整備します。
対策の考え方	○感染拡大を止めることは困難ですが、積極的な感染拡大防止策を講じます。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解が得られるよう、積極的な情報提供を行います。 ○感染拡大に備え、情報収集・情報提供体制、まん延の防止、市民生活や経済安定のための対策など、体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

市の業務	担当課
対策本部の強化 市は、新型インフルエンザ等が県内で発生したことが確認された場合には、県内発生早期の対策を確認し、全庁的な実施体制を進めます。また、県内感染拡大期に備えた対応を協議します。	○安心安全課

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
情報提供方法 市は、国及び県が発信する情報並びに地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について、市民へ提供することとします。	○秘書広報課
記者発表 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておくこととします。	○秘書広報課

(3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
感染対策の実施	
市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	○健康増進課
児童施設等において、感染対策を徹底します。	○子育て支援課 ○保育課
小・中学校においては、感染対策について児童・生徒への指導を徹底します。	○教育指導課
様々な媒体を活用し、市民への感染症に対する注意喚起を行います。	○秘書広報課 ○健康増進課
市内公共施設の利用、イベント等の開催にあたっては、感染対策を徹底するとともに、実施の有無についても協議します。	○各課
市職員の分散勤務やリモートワークの推進を図り、職員に感染が発生した場合は、勤務体制の調整を行います。	○総務課

(4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
住民接種の実施 市は緊急事態措置等が実施されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進めます。	○健康増進課
住民接種の有効性・安全性に係る情報提供 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	○健康増進課
健康被害への対応 予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種健康被害調査委員会会議を開催し、医学的見地からの調査、審議を行ったうえで、被害者の救済を行います。	○健康増進課
【緊急事態措置等が実施されている場合】	
住民接種の実施 市は、基本的対処方針を踏まえ特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。	○健康増進課
住民接種の広報・相談 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行います。	○健康増進課

(5) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
<p>要援護者対策 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対する食料品・生活必需品等の確保等を行い、要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行います。</p>	<p>○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課 ○農政課 ○商工観光課</p>
<p>自宅療養者等への支援 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、県や医療機関、患者本人等から要請があった場合には、県と連携し、必要な支援（パルスオキシメーターの貸与、食料の支給等）を行います。</p>	<p>○健康増進課 ○福祉課 ○農政課 ○商工観光課</p>
<p>防災用備蓄品の調達 防災用備蓄品を、必要に応じて要援護者や自宅療養者等への支援に活用します。</p>	<p>○安心安全課</p>
<p>生活困窮者等への支援 新型インフルエンザ等の感染拡大により、生活困窮となった方への相談と支援を行います。</p>	<p>○福祉課</p>
<p>事業者への支援 市内中小企業及び小規模事業者の事業継続を支援するため、必要な支援を実施します。</p>	<p>○商工観光課</p>
<p>遺体の火葬・安置 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。</p>	<p>○市民課 ○環境課</p>

市の業務	担当課
【緊急事態措置等が実施されている場合】	
水の安定供給 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。	○水道課
生活関連物資等の価格の安定等 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び県と連携して必要な対策を講じます。 また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。	○商工観光課
遺体の火葬・安置 市は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応します。 市は、国から県を通じ行われる「死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する」旨の要請を受け、対応します。	○市民課 ○環境課
要援護者支援 市は、国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応します。	○福祉課 ○高齢介護課

第5節 県内感染拡大期

状 態	県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
目 的	○医療体制を維持します。 ○健康被害を最小限に抑えます。 ○市民生活・市民経済への影響を最小限に抑えます。
対策の考え方	○感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替えます。 ○県内での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行います。 ○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解が得られるよう、積極的な情報提供を行います。 ○流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。 ○情報収集・情報提供体制、まん延の防止、市民生活や経済安定のための対策など、体制の整備を急ぎ、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えます。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。

(1) 実施体制

市の業務	担当課
実施体制の強化 市は、国や県と連携し、情報を積極的に収集します。対策本部会議においては、県内感染拡大期の対策を確認し、全庁的な実施体制と対策を強化します。	○安心安全課

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
情報提供方法 市は、国及び県が発信する情報並びに地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について、市民へ提供することとします。	○秘書広報課
記者発表 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておくこととします。	○秘書広報課

(3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
感染対策の実施	
市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。	○健康増進課
児童施設等において、感染対策を徹底します。	○子育て支援課 ○保育課
小・中学校においては、感染対策について児童・生徒への指導を徹底します。	○教育指導課
様々な媒体を活用し、市民への感染症に対する注意喚起を行います。	○秘書広報課 ○健康増進課
市内公共施設の利用、イベント等の開催にあたっては、感染対策を徹底するとともに、実施の有無についても協議します。	○各課
市職員の分散勤務やリモートワークの推進を図り、職員に感染が発生した場合は、勤務体制の調整を行います。	○総務課

(4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
住民接種の実施 市は緊急事態措置等が実施されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進めます。	○健康増進課
住民接種の有効性・安全性に係る情報提供 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	○健康増進課
健康被害への対応 予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種健康被害調査委員会会議を開催し、医学的見地からの調査、審議を行ったうえで、被害者の救済を行います。	○健康増進課
【緊急事態措置等が実施されている場合】	
住民接種の実施 市は、基本的対処方針を踏まえ特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。	○健康増進課
住民接種の広報・相談 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行います。	○健康増進課

(5) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
<p>要援護者対策</p> <p>市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対する食料品・生活必需品等の確保等を行い、要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行います。</p>	<p>○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課 ○農政課 ○商工観光課</p>
<p>自宅療養者等への支援</p> <p>新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、県や医療機関、患者本人等から要請があった場合には、県と連携し、必要な支援（パルスオキシメーターの貸与、食料の支給等）を行います。</p>	<p>○健康増進課 ○福祉課 ○農政課 ○商工観光課</p>
<p>防災用備蓄品の調達</p> <p>防災用備蓄品を、必要に応じて要援護者や自宅療養者等への支援に活用します。</p>	<p>○安心安全課</p>
<p>生活困窮者等への支援</p> <p>新型インフルエンザ等の感染拡大により、生活困窮となった方への相談と支援を行います。</p>	<p>○福祉課</p>
<p>事業者への支援</p> <p>市内中小企業及び小規模事業者の事業継続を支援するため、必要な支援を実施します。</p>	<p>○商工観光課</p>
<p>遺体の火葬・安置</p> <p>市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。</p> <p>市は、県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携するものとします。</p> <p>市は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。</p> <p>死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。</p> <p>万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。</p>	<p>○市民課 ○環境課</p>

市の業務	担当課
<p>【緊急事態措置等が実施されている場合】</p>	
<p>水の安定供給 市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。</p>	<p>○水道課</p>
<p>生活関連物資等の価格の安定等 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国及び県と連携して必要な対策を講じます。 また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。</p>	<p>○商工観光課</p>
<p>遺体の火葬・安置 市は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応します。 市は、国から県を通じ行われる「死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する」旨の要請を受け、対応します。</p>	<p>○市民課 ○環境課</p>
<p>要援護者支援 市は、国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応します。</p>	<p>○福祉課 ○高齢介護課</p>

第6節 小康期

状 態	○新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○大流行はいったん終息している状況
目 的	市民生活・市民経済の回復を図り、感染の再拡大に備えます。
対策の考え方	○感染の再拡大に備えるため、それまでの対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、感染の拡大による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。 ○感染の終息及び感染の再拡大の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供します。 ○情報収集の継続により、感染の再拡大の早期探知に努めます。 ○感染の再拡大による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

市の業務	担当課
実施体制の変更 市は、国、県の方針を確認し、感染の再拡大に備えた対策、小康期の対策を実施します。	○安心安全課
対策本部の廃止 県対策本部会議の廃止に合わせ、速やかに市対策本部を廃止します。	○安心安全課

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

市の業務	担当課
情報提供方法 市は、国及び県が発信する情報並びに地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報について、市民へ提供することとします。	○秘書広報課

(3) まん延の防止に関する措置

市の業務	担当課
—	—

(4) 市民に対する予防接種の実施

市の業務	担当課
住民接種の実施 市は、感染の再拡大に備え、緊急事態措置等が実施されていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく臨時接種を進めます。	○健康増進課
住民接種の有効性・安全性に係る情報提供 市は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布します。	○健康増進課
健康被害への対応 予防接種により健康被害が発生した場合には、予防接種健康被害調査委員会会議を開催し、医学的見地からの調査、審議を行ったうえで、被害者の救済を行います。	○健康増進課
【緊急事態措置等が実施されている場合】	
住民接種の実施 市は、感染の再拡大に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく市民に対する予防接種を進めます。	○健康増進課
住民接種の広報・相談 市は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等の周知を行います。	○健康増進課

(5) 市民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市の業務	担当課
要援護者対策 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、市民に対する食料品・生活必需品等の確保等を行い、要援護者に必要な生活支援（見回り、介護、食事の提供等）を行います。	○福祉課 ○高齢介護課 ○地域振興課 ○農政課 ○商工観光課
自宅療養者等への支援 新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、県や医療機関、患者本人等から要請があった場合には、県と連携し、必要な支援（パルスオキシメーターの貸与、食料の支給等）を行います。	○健康増進課 ○福祉課 ○農政課 ○商工観光課
【緊急事態措置等が実施されている場合】	
緊急事態措置等の対策の縮小・中止等 市は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置等の対策を縮小・中止します。	○各課

資料編

1. 新型インフルエンザ等の概要

①インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）。

②新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

③新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

④鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家庭内での感染が過去数例報告されている。

⑤季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

⑥新感染症

新感染症については、感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられる。新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があり、特措法の対象になる。対策については、新型インフルエンザ対策の枠組みを参考にしながら行うと考えられる。

⑦新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）

コロナウイルスのひとつ。コロナウイルスには、一般の風邪の原因となるウイルスや、「重症急性呼吸器症候群（SARS）」や2012年以降発生している「中東呼吸器症候群（MERS）」ウイルスが含まれる。

新型コロナウイルス感染症「COVID-19」という病気を引き起こす病原体の名称は「SARS-CoV-2」であるが、日本ではもっぱら病気の名前は「新型コロナウイルス感染症」、病原体の名称は「新型コロナウイルス」と呼ばれている。SARS-CoV-2は2019年に中国武漢市で発見され、全世界に感染拡大した。ウイルスの遺伝子配列からコウモリのコロナウイルスを祖先にもつと考えられるが、一部の配列がセンザンコウのコロナウイルスと似ているという報告があり、過去に2種類の動物コロナウイルスが遺伝子組み換えを起こした可能性が考えられる。実際にどのような経緯でこのウイルスが人類に感染するようになったのかは明らかになっていない。

2. 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人がり患することが想定されている。

それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も季節性インフルエンザよりも高くなる可能性がある。新型インフルエンザと季節性インフルエンザとの違いについて、現段階で想定される違いを以下の表に示す。

項目	新型インフルエンザ	季節性インフルエンザ
発病	急激	急激
症状 (典型例)	未確定(発生後に確定)	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定(発生後に確定)	2～5日
人への感染性	強い	あり(風邪より強い)
発生状況	大流行性/パンデミック	流行性
致命率*	未確定(発生後に確定)	0.1%以下

※致命率＝一定期間における当該疾病による死亡者数／一定期間における当該疾病のり患者数×100

3. 新型インフルエンザ等の感染経路

(1) 新型インフルエンザ・新型コロナウイルスの感染経路

①季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。新型コロナウイルスも飛沫感染と接触感染によるとされており、基本的にはこの2つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。

②ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができる。環境中(机、ドアノブ、スイッチなど)では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

(2) 飛沫感染と接触感染について

ア) 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

イ) 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

(3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型インフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

(参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルターが必要になる。

4. 新型インフルエンザ等予防の基本

(1) 一般的な予防

新型インフルエンザの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

対 策	概 要
咳エチケット	<p>風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。</p> <p>[方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。
マスク着用	<p>患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。</p> <p>[方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。 新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。 不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用（サージカルマスク）に分類されるが、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。 N95マスク（防じんマスクDS2）のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。
手洗い	<p>外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。</p> <p>[方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。 手洗いは、流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十

対 策	概 要
	<p>分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。</p>
うがい	<p>うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。</p>
対人距離の確保	<p>感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。（通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。）</p> <p>患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。</p> <p>[方法]</p> <p>感染者の2メートル以内に近づかないことが基本となる。</p>
清掃・消毒	<p>感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができる。</p> <p>[方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。 ・発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。 ・消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。 <p><次亜塩素酸ナトリウム></p> <p>次亜塩素酸ナトリウムは、例えば原液に塩素系漂白剤等を用いる。原液を希釈して0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液とする。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。</p> <p><イソプロパノール又は消毒用エタノール></p> <p>70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。</p>
その他	<p>人込みや繁華街への外出自粛、空調管理（加湿器などの使用）、十分な休養、バランスの良い食事などが考えられる。</p>

5. 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンがある。

ワクチン名	内 容
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

6. 予防接種

＜ 市民に対する予防接種実施についての留意点 ＞

国が作成した「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」には、予防接種の留意点として以下のように記載しています。この内容は、①緊急事態措置等が実施されている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」又は②緊急事態措置等が実施されていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（臨時接種）両方の留意点です。

- 市町村は、接種の実施に当たり、国及び都道府県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。
- 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市町村は、接種会場における感染対策を図ることが必要である。
- 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、実施主体である市町村の判断により、通院中の医療機関において接種することも考えられる。
- 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- 1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考えられる。
- 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。

＜ 住民接種の接種順位に関する基本的考え方 ＞

国が作成した「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」には、住民接種の接種順位について以下のように示されています。

- ①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要するため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。
- ②特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。
- ③特定接種の対象となる者及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位に係る考え方を基に、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。
- ④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。
 - a. 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - i 基礎疾患を有する者
基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。
 - ii 妊婦
 - b. 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
 - c. 成人・若年者
 - d. 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態措置等が実施されている場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。

なお、この他、年齢によるワクチンの効果等も考慮する。

ワクチン接種の順位等を決定する際には、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において、決定する。なお、必要に応じ、基本的対処方針等諮問委員会に新型インフルエンザ等対策有識者会議の委員を含め学識経験者の出席を求める。

7. 新型コロナウイルス感染症におけるこれまでの市の支援策

市の業務	担当課
各種証明書の交付手数料免除 新型コロナウイルス感染症対策に関連する各支援制度の手続きに必要な住民票の写しや印鑑証明書、納税証明書、課税証明書等の交付手数料を免除。	<input type="radio"/> 税務課 <input type="radio"/> 市民課
税に関する支援 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が20%以上減少した納税者を対象として、納税者からの申請があれば納付期限を最大で1年間延長する徴収猶予の特例を実施。また、中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置を実施。	<input type="radio"/> 税務課
生活困窮者等への支援 新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活困窮となった方への相談と支援。	<input type="radio"/> 福祉課
赤ちゃんスマイル子育て応援特別給付金 新生児（出生期間：令和2年4月28日～令和3年3月31日）の父又は母に対して10万円を給付。	<input type="radio"/> 子育て支援課
ひとり親家庭子育て支援臨時給付金 児童扶養手当受給者に対し、児童一人当たり2万円を支給。	<input type="radio"/> 子育て支援課
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当受給者に対し、児童一人当たり1万円を支給。	<input type="radio"/> 子育て支援課
ひとり親世帯臨時特別給付金 児童扶養手当受給者及び新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が児童扶養手当受給者と同じ水準になっているひとり親家庭等世帯に対し支給。 【基本給付】 一世帯当たり 5万円 第2子以降児童一人当たり3万円 【追加給付】 （新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が減少した場合支給） 一世帯当たり 5万円	<input type="radio"/> 子育て支援課
低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 児童扶養手当受給者及び令和3年度の住民税非課税世帯の児童手当受給者に対し、児童一人当たり5万円支給。	<input type="radio"/> 子育て支援課
令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当受給者及び所得が児童手当の所得制限限度額未満で高校生等を養育する方に児童一人当たり10万円支給。	<input type="radio"/> 子育て支援課
保育料の減免 市立保育所・学童保育所又は認可外保育施設において、利用自粛要請に協力いただいた場合の保育料を減免。	<input type="radio"/> 保育課

市の業務	担当課
民間保育所等への感染防止対策経費の支援 民間保育所等に対し感染防止対策用備品等の購入費の支援等を実施。	○保育課
国民年金保険料の減免 国民年金保険料の減免案内及び受付を実施。	○保険年金課
国民健康保険税の減免 一定の収入減少世帯に対する国民健康保険税を減免。	○保険年金課
傷病手当金の支給 り患者等に対する傷病手当金を支給。	○保険年金課
学校給食費の無償化 小中学校の臨時休校等の場合の給食費について無償化。	○教育総務課
就学援助世帯に対する補助 就学援助認定世帯（生活保護受給世帯を除く）に対し、児童・生徒一人当たり、就学援助補助費を1万円支給。	○教育指導課
就学援助世帯食事券配付 就学援助認定世帯（生活保護受給世帯を含む）に対し、児童・生徒一人当たり、5千円の食事券を配付。	○教育指導課
コワーキングスペースの提供 在宅勤務支援のため、コミュニティセンターを、仕事を目的としたスペースとして提供。	○地域振興課
事業継続への支援 経営に影響を受けている市内中小企業及び小規模事業者へ、賃貸による店舗の1か月分の賃料に対して上限10万円を1回限り補助。 この補助を令和2年度に1回、令和3年度の前期と後期に2回実施。	○商工観光課
信用保証料の助成 新型コロナウイルス感染症拡大に起因して県の融資等を受けた事業者に、支払った信用保証料に対して10万円を上限に補助。	○商工観光課
地元応援プレミアム付商品券 市内店舗で使用できる商品券（プレミアム率30%）を販売。 この商品券販売を令和2年度に1回、令和3年度に1回実施。	○商工観光課
電子決済（PayPay）導入地域商業活性化 市内店舗でPayPayを使用した購入額に対して20%を還元。	○商工観光課
農業継続への支援 新型コロナウイルス感染症の拡大により売り上げが大きく減少した農家に対して交付金を実施。	○農政課
水道料金の減額と徴収猶予 水道料金2か月分の基本料金の2分の1の減額や、徴収猶予を実施。	○経営課

8. 関係法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法

(平成二十四年法律第三十一号)

最終改正：令和三年二月三日法律第五号

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等（第六条—第十三条）
- 第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置（第十四条—第三十一条の三）
- 第三章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（第三十一条の四—第三十一条の六）
- 第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - 第一節 通則（第三十二条—第四十四条）
 - 第二節 まん延の防止に関する措置（第四十五条—第四十六条）
 - 第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置（第四十七条—第四十九条）
 - 第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置（第五十条—第六十一条）
- 第五章 財政上の措置等（第六十二条—第七十条）
- 第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議（第七十条の二—第七十条の十）
- 第六章 雑則（第七十一条—第七十五条）
- 第七章 罰則（第七十六条—第八十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）その他新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型インフルエ

ンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第六条第二項第二号イ及び第十四条において単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（第十四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。第十四条において単に「新感染症」という。）をいう。

二 新型インフルエンザ等対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

三 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置 第三十一条の四第一項の規定による公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置をいう。

四 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。

五 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。

イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関

ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関

ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関

ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関

六 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

七 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品をいう。以下同じ。）、医療機器（同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）又は再生医療等製品（同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下同じ。）の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

八 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（国、地方公共団体等の責務）

第三条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

（事業者及び国民の責務）

第四条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防及び感染の拡大の防止に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

- イ 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物の感染性の疾病の外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集
 - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供
 - ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進
 - ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整
 - ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置
- 三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項
- 四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

（都道府県行動計画）

- 第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
 - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置
 - ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 8 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長

等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 前条第三項及び第八項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の業務計画)

第九条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、新型インフルエンザ等対策に関する業務計画（以下「業務計画」という。）を作成するものとする。

2 業務計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該指定公共機関又は指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策の内容及び実施方法に関する事項

二 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する関係機関との連携に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、指定公共機関にあっては当該指定公共機関を所管する指定行政機関の長を経由して内閣総理大臣に、指定地方公共機関にあっては当該指定地方公共機関を指定した都道府県知事に報告しなければならない。この場合において、内閣総理大臣又は都道府県知事は、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、必要な助言をすることができる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその業務計画を作成したときは、速やかに、これを関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 第七条第八項の規定は、業務計画の作成について準用する。

6 前三項の規定は、業務計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)

第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

(訓練)

第十二条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めな

ればならない。この場合においては、災害対策基本法第四十八條第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 指定行政機関の長等は、第一項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

第十三条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等(次に掲げる行為をいい、以下この項において「差別的取扱い等」という。)及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者(以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。)の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。
 - 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
 - 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
 - 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

第三章 新型インフルエンザ等の発生時における措置

(新型インフルエンザ等の発生等に関する報告)

第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四条の二第一項若しくは第四十四条の六第一項の規定により新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症が発生したと認めた旨を公表するとき、又は感染症法第六條第八項に規定する指定感染症が、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものと認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該新型インフルエンザ等の発生状況、当該新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。

なければならない。

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六條第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二條第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

(政府対策本部の組織)

第十六条 政府対策本部の長は、新型インフルエンザ等対策本部長(以下「政府対策本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。

2 政府対策本部長は、政府対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 政府対策本部に、新型インフルエンザ等対策副本部長(以下この条及び第二十条第三項において「政府対策副本部長」という。)、新型インフルエンザ等対策本部員(以下この条において「政府対策本部員」という。)その他の職員を置く。

4 政府対策副本部長は、国務大臣をもって充てる。

5 政府対策副本部長は、政府対策本部長を助け、政府対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副本部長が二人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ政府対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 政府対策本部員は、政府対策本部長及び政府対策副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副長官を含む。)がその職務を代行することができる。

7 政府対策副本部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(国務大臣を除く。)その他の職員又は関係する指定地方行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 新型インフルエンザ等が国内において発生した場合には、政府対策本部に、政府対策本部長の定めるところにより政府対策本部の事務の一部を行う組織として、新型インフルエンザ等現地対策本部(以下この条において「政府現地対策本部」という。)を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十六条第四項の規定は、適用しない。

9 政府対策本部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは当該政府現地対策本部の名称並びに設置の

場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

10 政府現地対策本部に、新型インフルエンザ等現地対策本部長（次項及び第十二項において「政府現地対策本部長」という。）及び新型インフルエンザ等現地対策本部員（同項において「政府現地対策本部員」という。）その他の職員を置く。

11 政府現地対策本部長は、政府対策本部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。

12 政府現地対策本部長及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副本部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策本部長が指名する者をもって充てる。

（政府対策本部の所掌事務）

第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関すること。
- 二 第二十条第一項、第三十一条の五及び第三十三条第一項の規定により政府対策本部長の権限に属する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

（基本的対処方針）

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

（指定行政機関の長の権限の委任）

第十九条 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要な権限の全部又は一部を当該政府対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（政府対策本部長の権限）

第二十条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）並びに指定公共機関に対し、指定行政機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関して政府対策本部長が行う総合調整に関し、政府対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

3 政府対策本部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副本部長に委任することができる。

4 政府対策本部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

（政府対策本部の廃止）

第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第四十四条の二第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第六条第八項若しくは第五十三条第一項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）

第二十二条 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。

2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（都道府県対策本部の組織）

第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県

知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。)をもって充てる。

- 一 副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視總監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長
 - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
- 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
- 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関(第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。)又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
- 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長(当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長)又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
- 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 5 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 6 都道府県対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めるこ

とができる。

- 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第二十六条 第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の応援の要求)

第二十七条 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの(第三項及び第四項において「登録事業者」という。)のこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とある

のは「市町村」とする。

（停留を行うための施設の使用）

- 第二十九条 厚生労働大臣は、外国において新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生国（新型インフルエンザ等の発生した外国をいう。以下この項において同じ。）における新型インフルエンザ等の発生及びまん延の状況並びに我が国における検疫所の設備の状況、検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）第十四条第一項第二号に掲げる措置（第五項及び次条第一項において「停留」という。）をされるべき者の増加その他の事情を勘案し、検疫を適切に行うため必要があると認めるときは、検疫港（同法第三条に規定する検疫港をいう。第四項において同じ。）及び検疫飛行場（同法第三条に規定する検疫飛行場をいう。第四項において同じ。）のうち、発生国を発航し、又は発生国に寄航して来航しようとする船舶又は航空機（当該船舶又は航空機の内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいるものに限る。第四項及び次条第二項において「特定船舶等」という。）に係る検疫を行うべきもの（以下この条において「特定検疫港等」という。）を定めることができる。
- 2 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めようとするときは、国土交通大臣に協議するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、特定検疫港等を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
- 4 検疫所長は、特定検疫港等以外の検疫港又は検疫飛行場に、特定船舶等が来航したときは、特定検疫港等に回航すべき旨を指示するものとする。
- 5 特定検疫港等において検疫を行う検疫所長（第七十一条第一項において「特定検疫所長」という。）は、特定検疫港等において検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があると認めるときであって、病院若しくは診療所若しくは感染症法第四十四条の三第二項若しくは第五十条の二第二項に規定する宿泊施設（特定検疫港等の周辺の区域であって、特定検疫港等からの距離その他の事情を勘案して厚生労働大臣が指定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検疫法第十六条第二項（同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同項若しくは同法第三十四条の四第一項の規定による委託をできず、若しくは同法第十六条第二項の同意を求めることができないときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定にかかわらず、同法第十六条第二項若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託をせず、又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。
- 6 第二項及び第三項の規定は、特定検疫港等の変更につい

て準用する。

(運航の制限の要請等)

第三十条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であると認められ、新型インフルエンザ等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止できないおそれがあるときは、政府対策本部長に対し、その旨を報告しなければならない。

- 2 政府対策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内における発生を防止し、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、当該特定船舶等の来航を制限するよう要請することができる。
- 3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(医療等の実施の要請等)

第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

- 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。
- 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。
- 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

(臨時の医療施設等)

第三十一条の二 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第四項において「医療施設」という。）であって都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条、次条及び第四十九条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。

2 都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第十七条第一項及び第二項の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。この場合において、都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

4 建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法（平成十六年法律第十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について、建築基準法第八十七条の三第一項本文、第三項及び第四項の規定は都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合における当該臨時の医療施設について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものをいう。第八十七条の三第一項において同じ。）」とあるのは「都道府県の区域」と、同項及び同法第八十七条の三第一項中「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と、同項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「非常災害区域等」とあるのは「都道府県の区域」と、景観法第七十七条第一項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「都道府県の区域」と、「その災害が発生した日から一月以内」とあるのは「同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間」と読み替えるものとする。

5 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第四章の規定は、

臨時の医療施設については、適用しない。

- 6 都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第七条第一項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で都道府県の区域内において診療所を開設したものが、第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間における患者等に対する医療の提供を行うことを目的として、同法第七条第二項の規定による許可を受けなければならない事項の変更をしようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。
- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（臨時の医療施設を開設するための土地等の使用）

第三十一条の三 都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条、第四十九条及び第七十二条第三項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

第三章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等）

第三十一条の四 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

- 2 前項第一号に掲げる期間は、六月を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延

長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

- 4 政府対策本部長は、第一項の規定による公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、同項に規定する事態が終了した旨を公示するものとする。
- 5 政府対策本部長は、第一項又は第三項の規定による公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。
- 6 都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る第一項、第三項又は第四項の規定による公示を行うよう要請することができる。

（政府対策本部長の指示）

第三十一条の五 政府対策本部長は、前条第一項に規定する事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、都道府県（その区域の全部又は一部が前条第一項第二号に掲げる区域内にある都道府県に限る。以下この章において同じ。）の知事（以下この章において「都道府県知事」という。）に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

（感染を防止するための協力要請等）

第三十一条の六 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

- 2 都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、当該都道府県の住民に対し、前項の当該都道府県知事が定める期間及び区域において同項の規定による要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 3 第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に基大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置

第一節 通則

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

- 第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に基大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。
- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
 - 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
 - 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
 - 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
 - 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
 - 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
 - 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたとき

は、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(政府対策本部長及び都道府県対策本部長の指示)

- 第三十三条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに第十九条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。

- 2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をすることができる。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

- 第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

- 第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 副市町村長
 - 二 市町村教育委員会の教育長
 - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
 - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
 - 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
 - 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

- 2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二條から前条まで及び第三十三條第二項」とあるのは「第三十四條から第三十六條まで及び第三十七條において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

第三十八条 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」とい

う。)の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事(以下「特定都道府県知事」という。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 第二項の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求)

第三十九条 特定都道府県の知事その他の執行機関(以下「特定都道府県知事等」という。)は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

- 2 特定市町村の長その他の執行機関(以下「特定市町村長等」という。)は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。
- 3 前二項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該応援を求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

第四十条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた特定都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

(事務の委託のの特例)

第四十一条 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地

方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(職員の派遣の要請)

第四十二条 特定都道府県知事等又は特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である行政執行法人（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）をいう。以下この項及び次条において同じ。）に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 3 特定市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等を經由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

(職員の派遣義務)

第四十三条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに特定指定公共機関及び特定指定地方公共機関（指定地方公共機関である地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）は、前条第一項の規定による要請又は地方自治法第二百五十二条の十七第一項若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による求めがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(職員の身分取扱い)

第四十四条 災害対策基本法第三十二条の規定は、前条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員の身分取扱いについて準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

第二節 まん延の防止に関する措置

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該

特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項及び第七十二条第二項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 4 特定都道府県知事は、第一項若しくは第二項の規定による要請又は前項の規定による命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 5 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は第三項の規定による命令をしたときは、その旨を公表することができる。

(住民に対する予防接種)

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項

中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置

(医療等の確保)

第四十七条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十二条第一項の許可（医薬品の製造販売業に係るものに限る。）又は同法第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の二十第一項の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第十三条第一項の許可（医薬品の製造業に係るものに限る。）、同法第二十三条の二の三第一項の登録又は同法第二十三条の二十二第一項の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第二十四条第一項の許可、同法第三十九条第一項の許可（同項に規定する高度管理医療機器等の販売業に係るものに限る。）又は同法第四十条の五第一項の許可を受けた者をいう。第五十四条第二項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第四十八条 削除

(新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するための土地等の使用)

第四十九条 特定都道府県知事が新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設を開設するため土地等を使用する必要があると認める場合において土地等の所有者若し

くは占有者が正当な理由がないのに第三十一条の三の同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同条の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同条の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する措置

(物資及び資材の供給の要請)

第五十条 特定都道府県知事又は特定市町村長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、特定都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定市町村長にあつては特定都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第五十一条 指定行政機関の長等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資及び資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(電気及びガス並びに水の安定的な供給)

第五十二条 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十七号に規定する電気事業者をいう。）及びガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスを安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

2 水道事業者（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第五項に規定する水道事業者をいう。）、水道用水供給事業者（同項に規定する水道用水供給事業者をいう。）及び工業用水道事業者（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第五項に規定する工業用水道事業者をいう。）である地方公共団体及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じなければならない。

(運送、通信及び郵便等の確保)

第五十三条 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を適切に実施するため必要な措置を講じなければならない。

い。

- 2 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、通信を確保し、及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うため必要な措置を講じなければならない。
- 3 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者をいう。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便を確保するため必要な措置を講じなければならない。

（緊急物資の運送等）

- 第五十四条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第三項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。
- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあっては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品、医療機器又は再生医療等製品並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請することができる。
 - 3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

（物資の売渡しの要請等）

- 第五十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新

型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。
- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前三項の規定による措置を行うことができる。

（埋葬及び火葬の特例等）

- 第五十六条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第五条及び第十四条に規定する手続の特例を定めることができる。
- 2 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣の定めるところにより、埋葬又は火葬を行わなければならない。
 - 3 特定都道府県知事は、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。

（新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等）

- 第五十七条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条から第五条まで及び第七条の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼしている場合に限る。）について準用する。この場合において、同法第二条の見出し中「特定非常災害」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態」と、同条第一項中「非常災害の被害者」とあるのは「新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と、「法人の存立、当該非常災害により

相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護、」とあるのは「法人の存立若しくは」と、「解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定」とあるのは「解決」と、「特定非常災害として」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態として」と、「特定非常災害が」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態が」と、同項並びに同法第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項及び第五項並びに第七条中「特定非常災害発生日」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態発生日」と、同法第二条第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項並びに第七条中「特定非常災害に」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態に」と、同法第三条第一項及び第三項中「特定非常災害の被害者」とあるのは「特定新型インフルエンザ等緊急事態における新型インフルエンザ等のまん延の影響を受けた者」と読み替えるものとする。

(金銭債務の支払猶予等)

第五十八条 内閣は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の急速かつ広範囲なまん延により経済活動が著しく停滞し、かつ、国の経済の秩序を維持し及び公共の福祉を確保するため緊急の必要がある場合において、国会が閉会中又は衆議院が解散中であり、かつ、臨時会の召集を決定し、又は参議院の緊急集会を求めてその措置を待ついとまがないときは、金銭債務の支払(賃金その他の労働関係に基づく金銭債務の支払及びその支払のためにする銀行その他の金融機関の預金等の支払を除く。)の延期及び権利の保存期間の延長について必要な措置を講ずるため、政令を制定することができる。

2 災害対策基本法第百九条第三項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和四十八年法律第四十八号)、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第二百一十一号)、物価統制令(昭和二十一年勅令第百十八号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

(新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資)

第六十条 政府関係金融機関その他これに準ずる政令で定める金融機関は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態に関する特別な金融を行い、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場

合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通貨及び金融の安定)

第六十一条 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うとともに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。

第五章 財政上の措置等

(損失補償等)

第六十二条 国及び都道府県は、第二十九条第五項、第三十一条の三、第四十九条又は第五十五条第二項、第三項若しくは第四項(同条第一項に係る部分を除く。)の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 国及び都道府県は、第三十一条第一項若しくは第二項(第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による要請に応じ、又は第三十一条第三項(第四十六条第六項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指示に従って患者等に対する医療等を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償しなければならない。

3 前二項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(損害補償)

第六十三条 都道府県は、第三十一条第一項の規定による要請に応じ、又は同条第三項の規定による指示に従って患者等に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(事業者に対する支援等)

第六十三条の二 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の譲渡等の特例)

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態措置等に要する費用の支弁)

第六十五条 法令に特別の定めがある場合を除き、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(特定都道府県知事が特定市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第六十六条 第三十八条第二項の規定により特定都道府県知事が特定市町村の新型インフルエンザ等緊急事態措置を代行した場合において、当該特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該特定市町村の長が実施した新型インフルエンザ等緊急事態措置のために通常要する費用で、当該特定市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該特定市町村の属する特定都道府県が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第六十七条 第三十九条第一項若しくは第二項又は第四十条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた特定都道府県知事等の属する特定都道府県又は当該応援を受けた特定市町村長等の属する特定市町村が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該特定都道府県又は当該特定市町村は、当該応援をする他の地方公共団体の長等が属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(市町村長が都道府県知事の措置の実施に関する事務の一部を行う場合の費用の支弁)

第六十八条 都道府県は、都道府県知事が第三十一条の第二項又は第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による当該措置の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十一条の第二第二項若しくは第五十六条第三項の規定によりその権限に属する措置の実施に関

する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が当該措置の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、市町村に当該措置の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国等の負担)

第六十九条 国は、第六十五条の規定により都道府県が支弁する第三十一条の二第一項、第五十六条第二項、第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項に規定する措置に要する費用に対して、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める額を負担する。

一 当該費用の総額が、第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置された年の四月一日の属する会計年度(次号において「当該年度」という。)における当該都道府県の標準税収入(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第二条第四項に規定する標準税収入をいう。次号において同じ。)の百分の二に相当する額以下の場合 当該費用の総額の百分の五十に相当する額

二 当該費用の総額が当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二に相当する額を超える場合 イからハまでに掲げる額の合計額

イ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二の部分の額の百分の五十に相当する額

ロ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の二を超え、百分の四以下の部分の額の百分の八十に相当する額

ハ 当該費用の総額のうち当該年度における当該都道府県の標準税収入の百分の四を超える部分の額の百分の九十に相当する額

2 前項の規定は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する同項の規定により読み替えて適用する同法第六条第一項の規定による予防接種を行うために要する費用及び当該予防接種に係る同法第十五条第一項の規定による給付に要する費用について準用する。この場合において、前項中「当該都道府県」とあるのは「当該市町村」と、「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同項第二号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と読み替えるものとする。

3 都道府県は、第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第二十五条の規定により市町村が支弁する費用の額から前項において読み替えて準用する第一項の規定により国が負担する額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を負担する。

(国の財政上の措置等)

第七十条 国は、前条に定めるもののほか、予防接種の実施その他新型インフルエンザ等緊急事態に対処するために地方

公共団体が支弁する費用に対し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、前条及び前項に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議

(設置)

第七十条の二 新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に、新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第七十条の三 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第六条第五項又は第十八条第四項の規定により内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。
- 二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べること。

(組織)

第七十条の四 会議は、委員三十五人以内をもって組織する。

(委員)

第七十条の五 委員は、感染症に関して高い識見を有する者その他の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

- 2 委員は、非常勤とする。

(議長)

第七十条の六 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、会務を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務)

第七十条の七 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第七十条の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(資料の提出その他の協力)

第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(公用令書の交付)

第七十一条 第二十九条第五項、第四十九条並びに第五十五条第二項、第三項及び第四項（同条第一項に係る部分を除く。）の規定による処分については、特定検疫所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合その他の政令で定める場合にあっては、政令で定めるところにより事後に交付すれば足りる。

- 2 災害対策基本法第八十一条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(立入検査等)

第七十二条 都道府県知事は、第三十一条の六第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 都道府県知事は、第四十五条第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第三十一条の三若しくは第四十九条の規定により土地等を使用し、又は第五十五条第二項若しくは第四項の規定により特定物資を収用し、若しくは同条第三項若しくは第四項の規定により特定物資の保管を命ずるため必要があるときは、その職員に当該土地若しくは家屋又は当該物資若しくは当該特定物資の所在する場所若しくは当該特定物資を保管させる場所に立ち入り、当該土地、家屋、物資又は特定物資の状況を検査させることができる。

- 4 都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、第五十五条第三項又は第四項の規定により特定物資を保管させたときは、当該保管を命じた者に対し必要な報告を求め、又はその職員に当該特定物資を保管さ

せてある場所に立ち入り、当該特定物資の保管の状況を検査させることができる。

5 前各項の規定により都道府県又は指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員が立ち入る場合においては、当該職員は、あらかじめ、その旨をその場所の管理者に通知しなければならない。

6 前項の場合において、その職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第一項から第四項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(特別区についてのこの法律の適用)

第七十三条 この法律(第三十一条の二第七項を除く。)の適用については、特別区は、市とみなす。

(事務の区分)

第七十四条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(都道府県警察が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政令への委任)

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則

第七十六条 第五十五条第三項の規定による特定都道府県知事の命令又は同条第四項の規定による指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長の命令に従わず、特定物資を隠匿し、損壊し、廃棄し、又は搬出した場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第七十七条 第七十二条第三項若しくは第四項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告を

せず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年三月三〇日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、附則第六条及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。))及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第

百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

附 則 (平成二五年六月二一日法律第五四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

第二十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一一月二七日法律第八四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六十四条、第六十六条及び第百二条の規定は、公布の日から施行する。

(処分等の効力)

第百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第百一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年一二月一三日法律第一〇三号)
抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十七条の規定 薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定
公布の日

(処分等の効力)

第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附 則 (平成二六年六月一八日法律第七二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二四日法律第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 略

五 第二条の規定(第三号に掲げる改正規定を除く。)及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二条(第六項を除く。)、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条(附則第二十四条第一項に係る部分に限る。)、第二十八条(第五項を除く。)、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条、第三十六条(附則第二十二条第一項及び第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。)、第三十七条、第三十八条、第四十一条(第四項を除く。)、第四十二条、第四十三条、第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。)、第四十六条(附則第四十三条及び第四十五条(第四号から第六号までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第四十七条、第四十八条及び第七十五条の規定、附則第七十七条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十九条

の三第三項及び第七百一条の三十四第三項第十七号の改正規定、附則第七十八条第一項から第六項まで及び第七十九条から第八十二条までの規定、附則第八十三条中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五条第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五条中登録免許税法別表第一第一号の改正規定及び同表第四百号（八）の改正規定、附則第八十七条の規定、附則第八十八条中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十条から第九十五条まで及び第九十七条の規定公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成三〇年六月二七日法律第六七号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和二年三月一三日法律第四号）
この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附 則 （令和二年六月一二日法律第四九号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中電気事業法目次の改正規定（「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三条」を「第三十四条」に、「第三十四条」を「第三十四条の二」に改める部分に限る。）、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第七節第一款の款名の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同節第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同節第六款中第三十四条を第三十四条の二とする改正規定、同節第五款に一条を加える改正規定、同法第一百九条第九号の改正規定及び同法第二百十条第四号の改正規定、第五条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六条中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六条第四項の改正規定（「第六十六条の十一」を「第六十六条の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三条第三項の改正規定並びに附則第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第二十八条の規定 公布の日

附 則 （令和二年一二月九日法律第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年二月三日法律第五号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法目次の改正規定（「第六章 雑則（第七十一条—第七十五条）」を「第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議（第七十条の二—第七十条の十）第六章 雑則（第七十一条—第七十五条）」に改める部分に限る。）、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定及び同法第五章の次に一章を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。
（新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に新型インフルエンザ等対策特別措置法第六条第一項に規定する政府行動計画、同法第七条第一項に規定する都道府県行動計画、同法第八条第一項に規定する市町村行動計画及び同法第九条第一項に規定する業務計画（以下この項において「行動計画等」という。）に定められている第一条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「旧特措法」という。）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する事項（同条第三項の規定により行動計画等に定められているものとみなされた事項を含む。）は、第一条の規定による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「新特措法」という。）第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

2 旧特措法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る同条第二項の規定により読み替えられた旧特措法第十四条の規定により行われた報告は、新特措法第十四条の規定により行われた報告とみなす。

3 この法律の施行の際現に設置されている旧特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部は、新特措法第十五条第一項の規定により設置されているものとみなす。

4 この法律の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）前に旧特措法第三十二条第一項の規定によりされた同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言（当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言について、施行日前に同条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長され、又は同項第二号に掲げる区域が変更された場合を含み、施行日前に同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）は、新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなす。

5 前項の規定により新特措法第三十二条第一項の規定によ

りされたものとみなされる新型インフルエンザ等緊急事態宣言のうち、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる期間が延長されたものについての新特措法第三十二条第四項の延長する期間の算定については、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定による当該延長が行われる前の同条第一項第一号に掲げる期間の最終日の翌日から起算するものとする。

- 6 第一項から第四項までに規定するもののほか、施行日前に実施された旧特措法第十八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四十五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法により実施された措置で、新特措法中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなす。
- 7 新特措法第四十五条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項の規定による要請（前項の規定により新特措法により実施されたものとみなされるものを除く。）について適用する。
- 8 施行日前に生じた事由に係る旧特措法第六十九条の規定による国、都道府県及び市町村の負担については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

9. 策定経過

年	月 日	会議名等	主な内容
令和3年	10月25日	第1回 白岡市新型インフルエンザ等 行動計画策定庁内検討委員会	○改定方針について ○各課調査シートの依頼について
	10月29日～ 11月10日	庁内各課調査	○新型コロナウイルス感染症に関する対策の実施状況と行動計画の課題等を把握
	11月15日	関係機関ヒアリング	○白岡市社会福祉協議会、白岡市商工会にヒアリングを実施
	12月9日	第2回 白岡市新型インフルエンザ等 行動計画策定庁内検討委員会	○白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画改定（案）について
	12月9日～ 15日	庁内各課意見照会	○白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画改定（案）について
	12月22日～ 1月21日	パブリックコメント（意見公募）の実施	○白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画改定（案）について
令和4年	2月	第3回 白岡市新型インフルエンザ等 行動計画策定庁内検討委員会 （書面開催）	○パブリックコメントの実施結果について ○白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画改定（案）について
		計画の決定	

白岡市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和4年2月

発行 / 白岡市

編集 / 白岡市健康福祉部健康増進課(保健センター)

〒349-0215

白岡市千駄野445番地

電話0480-92-1201